

埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金交付要綱

	昭和 5 1 年	5 月 2 4 日	決裁
一部改正	平成 1 4 年	1 2 月 2 5 日	決裁
一部改正	平成 1 5 年	3 月 2 5 日	決裁
一部改正	平成 2 1 年	3 月 3 1 日	決裁
一部改正	平成 2 3 年	4 月 1 日	決裁
一部改正	平成 2 8 年	5 月 9 日	決裁
一部改正	令和 3 年	3 月 3 0 日	決裁

(趣 旨)

第 1 条 県は、野菜生産者の経営の安定及び県民の消費生活の安定を図るため、埼玉県野菜価格安定事業実施要領（昭和 5 1 年 5 月 1 5 日決裁。以下「実施要領」という。）に基づき野菜価格安定資金造成事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、財団法人埼玉県青果物価格安定資金協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は実施要領第 8 の 1 に規定する交付準備金の積立てに要する経費とし、補助額は当該経費の 2 分の 1 以内において知事の定める額とする。

なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(申請書の様式等)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定め、協会に対して通知するものとする。

(添付書類等)

第 4 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に掲げる書類の添付は要しない。

2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、出荷団体ごとの契約数量、資金造成計画等の明細とする。

(軽微な変更)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、実施要領第 8 に規定する業務区分にかかる補助金の額の変更以外のものとする。

(交付決定通知書の様式)

第 6 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(重要な変更等の承認手続)

第 7 条 協会は、規則第 6 条の規定により知事が付した条件のうち、第 5 条の軽微な変更を除く変更について、知事の承認を受けようとする場合は、様式第 3 号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 8 条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第 9 条 規則第 13 条の報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後 30 日以内又は 3 月 20 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第 10 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第 5 号により行うものとする。

(書類の整備等)

第 11 条 協会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和 51 年度補助金から適用する。

2 青果物価格安定事業補助金交付要綱(昭和 42 年 4 月 1 日決裁)は、廃止する。

ただし、埼玉県青果物価格安定事業推進要領(昭和 42 年 4 月 1 日決裁)に基づき昭和 51 年 7 月 31 日までを対象出荷期間とする対象青果物に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 25 日から施行し、平成 14 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

様式第1号（第3条関係）

年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金交付申請書

記 号 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者氏名

下記により 年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容及び経費の配分
別紙のとおり
- 4 補助事業の完了予定年月日
年 月 日

様式第 2 号（第 6 条関係）

年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金交付決定通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 事業の内容及び経費の配分

この補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、申請書の記の 3 に記載されたとおりとする。

2 補助金交付決定額

金 円

3 支払方法

精算払又は概算払とする

4 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号。）に従わなければならない。

5 条件

（1） 次の各号の一つに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金交付要綱（昭和51年5月24日決裁。）第5条に規定する軽微な変更以外の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌会計年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）
の承認を受けたいので申請します。

記

（注）記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助事業等の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号（第9条関係）

年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金実績報告書

記 号 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業が完了したので、補助金等の交付手続等
に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 補助事業の内容及び経費の配分
別紙のとおり
- 3 補助事業完了年月日
年 月 日

4 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本 年 度 本 予 算 額	本 年 度 本 精 算 額	比較増減	摘 要
県補助金	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 本 予 算 額	本 年 度 本 精 算 額	比較増減	摘 要
埼玉県野菜価格安定資金造成事業費	円	円	円	
計				

5 添付書類

交付準備金の積立てを証する書類

年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金交付額確定通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした
年度埼玉県野菜価格安定資金造成事業費補助金については、年 月
日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき下記のとおりその額を確
定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円